

写

答申第7号  
平成9年1月16日

秋田県知事 佐々木 喜久治 様

秋田県公文書公開審査会  
会長 伊藤彦造

秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成7年11月16日付け監-1126、監-1127及び同年11月21日付け農水-1612で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

1 監理課の「平成5～6年度の食糧費に関する支出負担行為伺及び支出命令書（①道路橋梁総務費、②道路新設改良費、③河川総務費、④河川改良費、⑤空港建設費）」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

（諮問第12号）

2 監理課の「平成7年度（平成7年4月1日～同年10月3日）の食糧費に関する支出負担行為伺及び支出命令書」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

（諮問第13号）

3 農業水利課の「平成7年度（平成7年4月1日～同年10月3日）の食糧費に関する支出負担行為伺及び支出命令書」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

（諮問第16号）

## 別 紙

諮詢 第12号・第13号・第16号

答 申

### 第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」）という。）は、監理課の「平成5～6年度の食糧費に関する支出負担行為伺及び支出命令書（①道路橋梁総務費、②道路新設改良費、③河川総務費、④河川改良費、⑤空港建設費）」、監理課の「平成7年度（平成7年4月1日～同年10月3日）の食糧費に関する支出負担行為伺及び支出命令書」及び農業水利課の「平成7年度（平成7年4月1日～同年10月3日）の食糧費に関する支出負担行為伺及び支出命令書」（以下「本件公文書」という。）の非公開とした部分のうち、次の部分を除き公開することが妥当である。

- 1 「出席者（懇談等の相手方）」の職名
- 2 「債権者（被振込人）」の振替先・口座番号

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の公開請求

異議申立人は、秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公開の請求を行った。

- (1) 平成7年9月4日、監理課の「平成5～6年度の食糧費に関する支出負担行為伺及び支出命令書（①道路橋梁総務費、②道路新設改良費、③河川総務費、④河川改良費、⑤空港建設費）」
- (2) 平成7年10月3日、監理課の「平成7年度（平成7年4月1日～同年10月3日）の食糧費に関する支出負担行為伺及び支出命令書」
- (3) 平成7年10月3日、農業水利課の「平成7年度（平成7年4月1日～同年10月3日）の食糧費に関する支出負担行為伺及び支出命令書」

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求の対象公文書を本件公文書と特定し、そのうち、懇談等の理由及び出席者（懇談等の相手方）のうち懇談等の相手方が識別され得る部分については、条例第6条第1項第1号及び第4号の規定により、債権者（被振込人）の

住所、名称（氏名）、振替先・口座番号及び債権者が特定される記号・図形等については、条例第6条第1項第2号及び第4号の規定により非公開とし、その余の部分を公開するとする部分公開決定をし、平成7年10月3日付け及び同年11月1日付けでその旨を異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成7年11月9日、これらの処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てをした。

#### 第3 異議申立ての趣旨及び理由

（別紙1）記載のとおり。

#### 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

（別紙2）記載のとおり。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 本件公文書の内容

本件公文書は、監理課及び農業水利課が所掌している事務事業を遂行するに当たって、関係行政機関、関係団体、関係者等との間で各種の協議、交渉、調整等を行う際に、懇談会等として行われた費用の支出に関して作成された公文書であり、その内容は次のとおりである。

###### （1） 支出負担行為同

懇談会等の一件ごと又は数件ごとに、発議・決議年月日、支出科目、支出予定額、実執行額、債権者の住所、名称（氏名）及び支出の理由等が記録されている。

また、支出の理由の中には、開催年月日、懇談等の相手方、懇談等の開催理由、出席予定人数、一人当たりの費用の予定単価及び支出予定額等が記録されており、懇談等の相手方として、国の省・庁・局・部・課等名、他県の部・課名、公団名又は職名が記録されている。

###### （2） 支出命令書

債権者ごとに、支出命令年月日、支出科目、支出予定額、実執行額、支出目的、債権者である被振込人の住所、名称（氏名）、振替先・口座番号及び振替年月日等が記録されており、支出目的には会食代等の文言が記録されている。

なお、これには債権者からの請求書が添付され、支出命令書と同一の債権者の住所、名称（氏名）、振替先・口座番号のほか、請求年月日、利用年月日、請求

金額、請求明細としての品名、単価、数量、金額及び支出負担行為伺に記録されている内容と同様の懇談等の相手方、懇談会等の開催理由等が記録されている。

## 2 条例第6条第1項第1号該当性について

本号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得る情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。これは、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、いわゆるプライバシーに関する情報は、非公開とすることができるとしたものであるが、プライバシーの概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確でなく、主観的な要素が強いことから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、プライバシーに当たるものはもとより、プライバシーであることが不明確なものであっても、非公開とすることができるとしたものである。また、本号は、公務員や公職にある者の個人に関する情報とその他の個人に関する情報とを区別しているものではないと解される。

本件についてみると、本件公文書には非公開とした部分について、懇談等の相手方の職名が記録されているものがあり、これは本件公文書に記録されている関係行政機関名等と結びつけることにより、特定の個人が識別され得るものである。したがって、職名は本号本文に該当する。

一方、懇談等の相手方としての国の省・庁・局・部・課名等は、一般人が通常入手することができる新聞等他の関連情報によっても、間接的に特定の個人が識別され得ると認め難い。したがって、本号本文に該当しない。

なお、本審査会の委員の中には、すでに情報公開法要綱案が発表され、その中に「法令の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」は非公開とする情報からは除外されるなどとあるから、少なくともこの程度までは本件条例の解釈としても公開すべきであるとの意見があったことを付記する。

## 3 条例第6条第1項第2号該当性について

本号本文は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。これは、法人その他の団体及び個人事業者の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、公開することにより、事業活動その他正当な利益を害することになるような情報は、公開しないことができるとしたものである。

本号に該当するとして非公開とした部分は、債権者（被振込人）の住所、名称（氏名）及び振替先・口座番号であり、これらは法人等の事業に関する情報であるこ

とは明らかである。異議申立人は、債権者の口座番号以外の部分について異議申立てをしているので、口座番号以外の非公開部分を公開することにより、当該債権者の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるかどうかについて検討する。

本件公文書における債権者の事業に関する情報のうち、振替先・口座番号を除く部分は、当該債権者の営業上の有形、無形の秘密、ノウハウ等同業者との対抗関係上特に秘匿を要する情報が記録されているものではなく、また、実施機関の利用の事実が明らかになっても債権者の顧客や利用内容など営業実態のすべてが明らかになるものではなく、本件情報が、顧客である実施機関との関係から、たとえ債権者の固有の情報に当たるとしても、純然たる内部管理情報とはいえないから、利用者である実施機関の側からこれを公開することにより、公正な競争秩序が損なわれたり、私的自治等に干渉することになるなど、競争上又は事業運営上の地位が損なわれるとは認め難い。また、実施機関による利用の事実が明らかになることによって、債権者の社会的評価が低下するなど社会的な地位が損なわれるとも認め難い。したがって、本号本文に該当しない。

一方、振替先は口座番号と一緒に~~当該債権者の経理等の事業活動を行う~~上で~~の内部管理に属する事項に関する情報であって~~、~~公開することにより、当該債権者の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められる~~情報に当たると認められる。したがって、本号本文に該当する。

なお、口座番号について異議申立てはされていないが、振替先と一緒にものであり、上記理由により非公開とすることが妥当であることは明らかである。

#### 4 条例第6条第1項第4号該当性について

(1) 本号本文は、実施機関が行う事務事業に関して作成し、又は取得した情報であって、

(一) 公開することにより、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの、当該又は同種の事務事業の目的が損なわれるおそれのあるもの、特定のものに不当な利益又は不利益が生ずるおそれのあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのあるもの、その他当該又は同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

(二) その他公開することにより、県の行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの

が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。

本号は、実施機関が行う事務事業は県民の付託を受け、自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負っているものであり、本来、適法性、公平性、合理性、迅速性等公正かつ円滑な運営が求められていることから、公開することにより、これらに支障が生ずることとなるものについては公開しないことができるとしたものである。

本件公文書には、関係行政機関等との懇談年月日、出席者(懇談等の相手方)、支出金額等が記録されており、実施機関が行う事務事業に関して作成し又は取得した情報と認められるので、本号に該当するとして非公開とした部分は、出席者(懇談等の相手方)及び懇談等の場所である債権者(被振込人)の住所、氏名(

名称)であり、これらを非公開とすることについて、本号(一)、(二)に該当するかどうかを、条例第6条第1項第1号に該当すると判断した以外の部分について、以下(2)、(3)により検討する。

(2) 出席者(懇談等の相手方)について

実施機関は、懇談等の機会を通し、本県の実情について理解を求めるとともに、施策の動向を把握し、企画立案の充実、事務事業の円滑な執行に資することを目的としているものであり、懇談等の相手方の公開は、通常、相手方が予想していないことであって、公開すれば、不快・不信の念を抱かれ、また、懇談等の内容について様々な憶測がなされることなどを危惧し、その結果、今後の懇談会等への参加を拒否されたり、率直な意見表明が得られなくなるなど、相手方との信頼関係を損ない、事務事業等の円滑な執行に支障が生ずると主張している。

しかし、本件公文書に記録されている情報から知ることのできる懇談会等の内容としては、開催年月日、開催場所、開催理由、出席人数等である。

そして、懇談等の相手方としては、職名を除くと懇談会等に参加した者の所属する関係行政機関等名及びそれが識別され得る事業名であり、すでに公開されている懇談会等の開催理由にも懇談会等の個別具体的な目的、そこで話し合われた事項等の内容は記録されていない。したがって、本件非公開部分を公開し、本件公文書に記録されている懇談等の相手方が明らかになって、関係者等が不快になったり、不信の念を抱いたり、情報の提供を拒否したりすることが、たとえあるとしても、そのことが、本号の県行政運営上の支障に具体的、客観的に結びつくとは認め難い。

(3) 懇談等の場所について

実施機関は、懇談等の場所については、事務執行上の合理的裁量により決定しているものであり、公開により、懇談等の相手方との信頼関係を著しく損なうと主張している。たしかに、懇談等の場所を決定するに当たっては、懇談等の相手方との係わりあいも考慮し、決定されるものである。しかし、事業者の営業の内容・形態や利用者の利用の態様は種々であり、懇談等の場所の公開によって、懇談等の相手方に多少の困惑が生ずることははあるとしても、それ以上に不快・不信の念を抱き、信頼関係を損なうとは認め難い。また、当該懇談会の性格から、信頼関係に配慮した実施機関の裁量が制限されるものとも認め難い。

(4) 以上の理由から、本県公文書において本号に該当するとして非公開とした部分は、いずれも本号に該当しないと判断した。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙(3)記載のとおりである。

## 異議申立ての趣旨及び理由

1 本件異議申立ての趣旨は、本件公文書を平成7年10月3日付けで監理課、平成7年11月1日付けで監理課及び農業水利課が行った部分公開決定において非公開とした部分のうち、「債権者の口座番号を除く非公開部分」の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

#### (1) 条例第6条第1項第1号該当性についての反論

実施機関は、懇談の理由及び出席者について、個人に関する情報で特定の個人が識別され又は識別され得るため、条例第6条第1項第1号に該当し公開しないこととしている。

しかし、国や地方公共団体の局・課等の行政機関や団体は、個人ではなく、また、これらを公開しても、特定の個人が識別されるおそれもない。

仮に、個人が識別されたとしても、公職にある者が、公務に関して行った懇談については、プライバシーを保護しなければならない特別の理由はない。

#### (2) 条例第6条第1項第2号該当性についての反論

実施機関は、債権者（被振込人）の住所、名称、振込先・口座番号については法人等に関する情報又は事業を営む個人に関する情報で、公開により、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位を損なうと認められるので、条例第6条第1項第2号の規定に該当し公開しないこととしている。

しかしながら、債権者（被振込人）の口座番号についてはともかくとしても、債権者は、宴会をその業としているもので、こうした情報が明らかになることにより、「公正な競争秩序」が損なわれたり、「私的自治」に干渉されたり、「社会的評価等」が侵害されるおそれはない。

#### (3) 条例第6号第1項第4号該当性についての反論

実施機関は、債権者（被振込人）の住所、名称、振込先・口座番号について、懇談の場所に関する情報で、公開により、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれがある又は今後の事務事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがあるので条例第6号第1項第4号に該当し、公開しないこととしている。

しかしながら、公務として公金を支出して行う懇談において、その相手方を公

開することが「関係当事者間の信頼関係」を損なったり、今後の「事務事業の円滑な執行」に支障が生じる理由はない。接待費と異なり、需要費の中の食糧費を支出して行った懇談であり、その性格上、条例第6条第1項第4号には該当しない。

国の役人を公費で接待し、相手の省などが公開されると国との信頼関係が損なわれたり、事務事業に支障が生じるなどというのは、国とは独立した団体として憲法第92条によって保障された地方自治の本旨に背くもので、条例第1条の基本精神にも反する。

懇談の理由・目的は、県民が本件懇談が公務として必要なものかどうか、正当な公金の支出かどうか等を判断するうえで、最も基本となるもので、これを非公開とすることは、住民参加・住民監視による県政の推進を目指す条例の基本精神に反する。

以上

## 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

### 1 条例第6条第1項第1号該当性について

非公開とした部分は、懇談の相手方としての国及び外郭団体(以下「国等」という。)の所属、職名であり、既に公開している懇談の理由や懇談の月日と他の情報と結び付くことにより、間接的に特定の個人が識別され得るものである。

また、本号の規定は、何がプライバシーであるか、プライバシーに該当するか否か、又は公務上のものであるかを問う以前の個人に関する情報について定めたものであり、個人に関する情報で特定の個人が識別され得る内容については非公開とするべきことを定めたものと解すべきである。さらに、本号には公務員を除外する規定はなく、公務員に関する情報であるからということで、個人に関する情報に当たらないと解すべきでない。

### 2 条例第6条第1項第2号該当性について

債権者の請求書の明細には、品目、品数、単価、奉仕内容、価格等事業者の営業の実態を示す重要な部分が記載されており、それは、営業活動の基本方針にかかわるもので、事業者にとって外部に漏らして欲しくない事項である。

また、これらの営業に関する情報を明らかにすることは、同業者間において、利用者の獲得方策やサービス提供の内容が知られることとなり、ひいては事業者のセールスポイントが弱まることになり、営業競争上、多大な不利益を与えるおそれがある。

さらに、最近の一連の公開請求の状況から、特定の事業者の年間売上高が部分的とはいえ、集積されるおそれがあり、このことは、事業者にとっては、営業、金融等の情報として最も秘密とされるべきものであり、仮に、情報が不特定多数に流れるとすれば経営上重大な事態を招きかねない。

### 3 条例第6条第1項第4号該当性について

- (1) 非公開とした部分は、懇談の理由のうち、懇談の相手先が識別されるおそれのある名称等が記載されている部分であり、懇談の相手方等に関する情報で、公開により当該又は同種の事務事業の目的や関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれがあり、又は今後の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生じる恐れのあるものである。

(2) 国の省庁等や他の地方公共団体等（以下「国等他団体」という。）との懇談については、社会通念上相当と認められる範囲において実施しており、交流によって様々な貴重な行政情報が得られ、事務事業の計画立案の充実が図られるものである。

(3) 地方交付税や国庫支出金に大きく依存している本県においては、産業の振興による県経済の活性化や県民生活の向上を図るため、これらに要する財源を確保し、主要な施策を展開する必要があり、常に国等とは良好な信頼関係が維持されているべきである。

こうした中、懇談理由（「〇〇省〇〇の際」の〇〇の部分）について公開することにより、懇談の相手方が識別されることは、今後、国等他団体とにおいて信頼関係が著しく損なわれ、行政情報の入手を困難にし、事務事業等の遂行上での国等他団体の理解や協力を得る機会を失う可能性があり、円滑な事務事業の遂行に支障が生ずるおそれがあるためである。

また、国等他団体の職員については、それぞれの団体において情報管理がなされるべきもので、本県から情報を一方的に公開することは、当該国等他団体との信頼及び協力関係を著しく損なうおそれがある。

以上のとおり、非公開とした部分の公開により逸すると考えられる本県の公益は、極めて大きいものがある。

(4) 懇談は、事務事業の円滑な執行を図る行政上の必要性から、一定の目的をもって行われるものであり、どのような事案に、だれと、どこで懇談を行うかは、事務執行上の合理的裁量として決定している。

懇談の理由、懇談の相手方及び懇談の場所の公開は、通常、当事者が予想していないことであって、公開することになれば、相手方が不快又は不信の念を抱き、また、懇談の内容等について様々な憶測がされることを危惧し、以後の懇談への参加を拒否したり、率直な意見を控えたりすることが予想され、結果的に今後の情報収集や相手方の理解、協力等を得ることが困難になる等、事務事業の円滑な執行に支障を生ずるおそれがあるからである。

以上

## 審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成7年11月16日	諮詢（第12号・第13号）
平成7年11月21日	諮詢（第16号）
平成7年12月13日	・実施機関（監理課）から非公開理由説明書（諮詢第12号・第13号）の受理
平成7年12月18日	・実施機関（農業水利課）から非公開理由説明書（諮詢第16号）の受理
平成8年5月22日 (第24回審査会)	・異議申立人から意見の聴取
平成8年7月11日 (第26回審査会)	・実施機関（監理課及び農業水利課）から非公開理由説明の聴取
平成8年9月4日 (第29回審査会)	・審議
平成8年11月6日 (第32回審査会)	・審議
平成8年11月27日 (第33回審査会)	・審議
平成8年12月13日 (第34回審査会)	・審議
平成8年12月24日 (第35回審査会)	・審議

秋田県公文書公開審査会委員名簿（五十音順）

区分	氏名	職名
会長	伊藤 彦造	弁護士
	西台 満	秋田大学教育学部助教授
	平川 信夫	弁護士
会長代理	藤川 浩之	秋田魁新報社専務取締役
	古田 重明	秋田経済法科大学法学部教授

(平成9年1月16日現在)